コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　BRIDGESTONE CORPORATION

最終更新日：2017年5月31日
株式会社ブリヂストン
取締役　代表執行役 CEO　兼　取締役会長　津谷　正明
問合せ先：秘書室 03-6836-3050
証券コード：5108
http://www.bridgestone.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業理念に掲げた使命である「最高の品質で社会に貢献」を具現化するため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つと認識し、経営の質の向上と意思決定の透明化を図ることは絶対的に不可欠であると考え、その強化に継続的に取り組んでおります。
その考え方の下、「職務権限規程」によって定められた責任及び権限並びに「方針管理規程」に従って、公正かつ透明な意思決定及び経営方針の展開や伝達を行うことで、経営執行組織全体の行動を統治しております。
なお、当社は、ガバナンス体制強化の一環として、内部統制のより一層の強化と執行の更なるスピードアップをともに実現して行くため、2016年3月に指名委員会等設置会社へ移行しました。引き続き、経営と執行の効率と効果の両面での更なる進化を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社では、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示事項を含め、基本原則・原則・補充原則の各73原則すべてに対する当社の取り組み状況や取り組み方針について、コーポレートガバナンス・コードに関するレポート（日本語版・英語版）として、次の当社ホームページに最新及び過去のレポートを記載しております。
http://www.bridgestone.co.jp/corporate/manage/governance/index.html

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
公益財団法人石橋財団	76,693,430	9.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	40,438,200	4.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	38,420,400	4.73
石橋　寛	23,000,000	2.83
日本生命保険相互会社	17,625,141	2.17
株式会社三井住友銀行	17,334,500	2.13
株式会社永坂産業	16,325,170	2.01
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	13,413,284	1.65
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	9,978,241	1.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	9,954,400	1.22

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部、福岡 既存市場
決算期	12月

業種	ゴム製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	7名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	7名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
橘・フクシマ・咲江	他の会社の出身者											
デイヴィス・スコット (Scott Trevor Davis)	学者											
翁 百合	他の会社の出身者								○			
増田　健一	弁護士											
山本　謙三	他の会社の出身者								○			
照井　恵光	他の会社の出身者								○			
佐々　誠一	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

橘･フクシマ･咲江	○	○		○	―――	橘･フクシマ･咲江氏はグローバルな視野をもつ人材に関する高い見識及び国際的な企業経営に関する豊富な知識･経験を有し、2010年以降は当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。2016年以降は、更に指名委員長として審議の充実及び権限の行使等に主導的な役割を果たすと共に、報酬委員として活発な審議に参画しております。これまでの経験･知見及び職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役として適任であると判断いたします。 また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、東京、名古屋、福岡の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（4.補足説明に記載のとおりです）。橘･フクシマ･咲江氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。
デイヴィス･スコット（Scott Trevor Davis）	○	○		○	―――	デイヴィス･スコット氏は社会学･国際経営学に関する高い学術知識や国内外におけるCSRに関する豊富な見識を有し、2011年以降は当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。2016年以降は、更に指名委員及び報酬委員として活発な審議に参画すると共に、ガバナンス委員長及びコンプライアンス委員長として審議の充実等に主導的な役割を果たしております。これまでの経験･知見及び職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。 また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、東京、名古屋、福岡の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（4.補足説明に記載のとおりです）。デイヴィス･スコット氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。
翁 百合	○	○		○	翁百合氏は株式会社日本総合研究所の副理事長であります。2016年当社は同社に対し、サステナビリティに関する格付及び評価の動向整理･分析を依頼し、その業務委託費として約2.7百万円の支払い実績がありますが、同氏はその業務に関与しておりません。	翁百合氏は金融システム及び金融行政に関する豊富な研究経験を有しており、経済及び金融情勢に関する高い見識を活かして、2014年以降は当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。2016年以降は、更に報酬委員長として審議の充実及び権限の行使等に主導的な役割を果たすと共に、指名委員として活発な審議に参画しております。これまでの経験･知見及び職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役として適任であると判断いたします。 また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、東京、名古屋、福岡の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（4.補足説明に記載のとおりです）。翁百合氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。

増田　健一			○	○	―――	増田健一氏は国内外の法律事務所において弁護士としての豊富な実務経験、法科大学院教育で会社法を担当するなどの専門性を有し、2011年以降は当社社外監査役として当社グループの監査全般に携わってまいりました。2016年以降は、当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献すると共に、監査委員長として主導的な役割を果たしております。これまでの経験・知見及び職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。 また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、東京、名古屋、福岡の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（4.補足説明に記載のとおりです）。増田健一氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。
山本　謙三			○	○	山本謙三氏は株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所の取締役会長であります。2016年当社は同社に対し、環境に関する外部評価アンケート対応について分析等を依頼し、そのコンサルティング料として合計約3.2百万円の支払い実績がありますが、同氏はこれらの業務のいずれにも関与しておりません。	山本謙三氏は金融市場・金融システムに関する豊富な知識や企業経営及びリスク管理に関する高い見識を有し、2016年以降は当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献すると共に、監査委員として監査体制の強化を推進しております。これまでの経験・知見及び職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役として適任であると判断いたします。 また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、東京、名古屋、福岡の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（4.補足説明に記載のとおりです）。山本謙三氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。
照井　恵光	○	○		○	照井恵光氏は一般財団法人化学物質評価研究機構の理事であります。2016年当社は同法人に対し、ゴム材料の分析等を依頼し、その業務委託料として合計約8.4百万円の支払い実績がありますが、同氏はこれらの業務のいずれにも関与しておりません。	照井恵光氏は産業技術分野に関する幅広い見識、経済産業省における産業政策などの豊富な行政経験を有し、2016年以降は当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献すると共に、指名委員及び報酬委員として豊富な知見・客観的な観点から活発な審議に参画しております。これまでの経験・知見及び職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。 また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、東京、名古屋、福岡の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（4.補足説明に記載のとおりです）。照井恵光氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。
佐々　誠一			○	○	―――	佐々誠一氏は公認会計士として会計監査やコンサルティングの豊富な実務経験を有すると共に、大学・大学院教育で会計や監査を担当、公認会計士試験委員を務めるなどの専門性を有しております。2016年以降は当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献すると共に、監査委員として監査体制の強化を推進しております。これまでの経験・知見及び職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。 また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、東京、名古屋、福岡の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（4.補足説明に記載のとおりです）。佐々誠一氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	4	0	0	4	社外取締役
報酬委員会	4	0	0	4	社外取締役
監査委員会	5	2	2	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	8名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
津谷　正明	あり	あり	×	×	なし
西海　和久	あり	あり	×	×	なし
石橋　秀一	なし	なし	×	×	なし
江藤　彰洋	なし	なし	×	×	なし
西山　麻比古	なし	なし	×	×	なし
エデュアルド・ミナルディ（Eduardo Minardi）	なし	なし	×	×	なし
清水　実	なし	なし	×	×	なし
フランコ・アヌンシアート（Franco Annunziato）	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

当社は、監査委員会の職務を補助するために、監査担当専任の執行役員を配置し、その指揮下に独立性を担保した監査委員会の監査を補助する専任部署を設置しております。当該監査担当専任の執行役員の選任・交代については、監査委員会の同意を経て決定しております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1．連携体制：
・監査委員会と会計監査人は、監査委員会による決定内容に従い、会合の開催（会計監査人監査報告書受領・報告、監査結果報告、子会社監査報告、監査計画報告等）による監査内容の詳細な報告、会計監査立会い等の連携体制を整備しております。

・監査委員会と内部監査部門は、監査方針・計画の作成段階から情報共有・意見交換を実施し、分担して監査を進めるとともに、会合の開催（内部監査部門による監査計画報告、監査結果報告、子会社監査報告等）による監査内容の詳細な共有・報告等の連携体制を整備しております。

2．会計監査人の名称：有限責任監査法人トーマツ

【独立役員関係】

独立役員の人数	7 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

社外取締役独立性基準

株式会社ブリヂストン（以下「当社」という）は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1．当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者（注1）
2．当社の大株主（注2）
3．次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
（1）当社グループの主要な取引先（注3）
（2）当社グループの主要な借入先（注4）
（3）当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4．当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5．当社グループから多額（注5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
6．当社グループから多額の寄付を受けている者（注6）
7．社外役員の相互就任関係（注7）となる他の会社の業務執行者
8．近親者（注8）が上記1から7までのいずれか（4項及び5項を除き、重要な者（注9）に限る）に該当する者
9．過去5年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10．前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人（本基準において「業務執行者」と総称する）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。
注2：大株主とは、当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで5%以上を保有する株主をいう。大株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。
注3：主要な取引先とは、当社グループの製品等の販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。なお、当社グループのタイヤ販売先である自動車メーカー並びにタイヤ原材料仕入先である合成ゴムメーカー及びスチールコードメーカーは取引金額にかかわらず主要な取引先とみなす。
注4：主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
注5：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
（1）当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（役員報酬を除く）が、年間1千万円を超えるときを多額という。
（2）当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間1千万円を超えるときは多額とみなす。
注6：当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。
当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。
注7：社外役員の相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役又は社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。
注8：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。
注9：重要な者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

以上

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

（業績連動型報酬の導入）
下記「役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」をご覧ください。

（ストックオプション制度の導入）
当社は、長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高め、株主の皆様との株価変動のメリットとリスクの共有を進めることを目的に、経営の執行に直接携わる者に対し株式報酬型ストックオプションを付与しております。付与株式数は役割・責任に応じて、2017年5月末時点までに、延べ395名（内、取締役延べ50名、執行役延べ13名）に対し、合計1,470,700株　（内、取締役382,100株、執行役88,200株）を付与しております。なお、上記の付与株式数の内、合計17,900株（内、取締役300株、執行役4,400株）は既に権利失効となっております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、執行役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

上記付与対象者のうち、社内取締役については、執行を兼務しない取締役を除きます。

ストックオプションの行使状況については、以下の通りです。
2017年5月末時点において、延べ41名（内、取締役延べ10名）、90,300株（内、取締役36,000株）

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
(個別の執行役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2016年度における当社の取締役13名(内、社外取締役8名)及び執行役10名の報酬の総額は、以下の通りです。

(取締役)
イ. 月次報酬 213百万円(内、社外取締役97百万円)
(執行役)
イ. 月次報酬 212百万円
ロ. 賞与 115百万円
ハ. ストック・オプション 234百万円

連結報酬等の総額が1億円以上である取締役及び執行役につきましては、有価証券報告書において個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

イ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針
当社は、役員報酬を決定するにあたり、(1)優秀人材の確保と啓発、(2)競争力のある水準、(3)事業戦略遂行の動機付け、(4)株主価値増大への動機付け、の4点を「報酬の原則」とし、グローバルに事業を展開する国内の主要企業の報酬水準等を考慮の上、取締役、執行役それぞれの役割・責任に応じて、当社業績、事業規模等に見合った報酬額を設定しております。

a. 取締役の報酬等
・執行を兼務する取締役の報酬等は、固定的報酬と変動的報酬等で構成しております。固定的報酬については、職務の遂行に対する基本報酬、取締役の役割・責任に応じた取締役加算及び執行役の役割・責任に応じた執行役加算で構成しております。
変動的報酬等については、年度毎の全社業績の達成度に連動する全社業績賞与、並びに当社の中長期的な企業価値向上への意欲・士気と株主の皆様との株価変動のメリットとリスクの共有に対する株式報酬型ストック・オプションで構成しております。
・執行を兼務しない取締役の報酬は、日々の業務執行を担当しない立場で経営に参画することにより、中長期的な会社業績や企業価値向上に貢献するという役割に鑑み、固定的報酬である基本報酬及び取締役加算としております。
b. 執行役の報酬等
執行役の報酬等は、固定的報酬と変動的報酬等で構成しております。固定的報酬については、基本報酬及び執行役加算で構成しております。
変動的報酬等については、全社業績賞与、担当執行領域の半期毎の業績達成度に連動する執行業績賞与、並びに株式報酬型ストック・オプションで構成しております。
※株式報酬型ストック・オプションは、当社役員の退任日の翌日から行使できるものとしております。

ロ. 役員の報酬等の決定方法
取締役及び執行役の報酬等については、社外取締役のみで構成する報酬委員会にて決定しております。報酬委員会は、当社取締役・執行役の報酬等決定方針を決定し、その方針に則って、報酬の考え方、制度、金額等報酬事項全般について審議を行い、職位別報酬額を決定しております。また、全社業績賞与の業績反映方法/率については、定量的/定性的な評価を行い、支給額を決定しております。
なお、報酬委員会は、取締役及び執行役が子会社の役員を兼任している場合、当該子会社より支給される報酬等についても審議いたします。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては取締役会の議案について事前に詳細な説明を実施するなど充分な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、指名委員会等設置会社へ移行し、経営と執行の分離を更に進め、取締役及び取締役会がより的確に業務執行を監督することができる体制を整備しております。2017年3月24日開催の株主総会においては、社外取締役7名(男性5名・女性2名)を含む取締役11名(男性9名・女性2名)を選任いたしました。その中から、定款及び取締役会規程に基づき選定された取締役会長が、取締役会議長及び株主総会議長の役割を担っております。
また、当社は、定款、取締役会規程及び職務権限規程において、取締役会として決議すべき経営の基本方針及び重要な業務執行等の決定に関する事項を定めており、これらについて、取締役会において慎重な審議の上、意思決定を行っております。
そして、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の適切かつ積極的な職務執行により、取締役会による執行役及び取締役の監督と合わせて、コーポレート・ガバナンスが機能する体制を整備・維持しております。指名委員会は、社外取締役4名を委員として構成し、公正かつ透明性のある取締役の選・解任の基準・方針等について審議を行っております。監査委員会は、社外取締役3名及び社内取締役2名の計5名を委員として構成し、執行役及び取締役の職務の執行に対する監査等を行っております。なお、監査委員会にて社内取締役2名を常勤の監査委員に選定しております。
報酬委員会は、社外取締役4名を委員として構成し、取締役及び執行役の報酬等の内容について審議を行っております。
さらに、当社は、企業統治の透明性をより高めるため、取締役会の諮問機関として、ガバナンス委員会及びコンプライアンス委員会を設置しております。これらの取締役会諮問委員会においては、ガバナンス体制及び関連事項並びに今後のコンプライアンス活動全般を審議対象とし、取締役会に答申することとしております。これらの取締役会諮問委員会は、各々社外取締役7名全員を委員として構成し、オブザーバーとして社内取締役の監査委員1名以上が参加することとしております。
執行部門については、その長として代表執行役CEO(以下CEO)及び代表執行役COO(以下COO)を置く経営体制をとっており、経営全般と戦略を主としてCEOが、オペレーション全般を主としてCOOがそれぞれ統括しつつ、互いにチェックし合うこととしております。CEO及びCOOそれぞれの役割と権限の分離・明確化や情報共有化の促進、意思決定プロセスでの透明性の向上を図ることにより、ガバナンス体制の一層の強化を

図っております。
また、ＣＥＯ及びＣＯＯの下、各執行役が、取締役会から委任を受けた業務執行の決定及び業務執行を担っております。さらに、ＣＥＯ及びＣＯＯの諮問機関である執行役員人事･報酬会議の審議を経てＣＥＯが選任する専任執行役員が、執行役の指示の下、業務執行を担っております。
業務執行に当たっては、2013年から設置しているグループ･グローバルでの経営会議体と位置付けるGlobal Executive Committee（以下Global EXCO）及び経営執行会議並びにその他方針管理会議体において、社則に定める特定の事項及びその他重要な事項について審議及び報告を実施しております。Global EXCO及び経営執行会議並びにその他方針管理会議体は、ＣＥＯ及びＣＯＯを含む執行役並びに主要な専任執行役員を構成メンバーとしております。
当社は、監査委員会と、経営監査室及び会計監査人が連携して監査を実施しております。
監査委員会における監査については、監査委員会で定めた監査方針の下、経営監査室等と連携の上、Global EXCO及び経営執行会議等の重要な会議への出席、業績状況の聴取、重要な決裁書類の閲覧、事業所への往査等、執行役及び取締役の職務執行の監査を行っております。
また、代表執行役との意見交換会、国内主要グループ会社の監査役との連絡会を実施しております。また、監査委員会の職務を補助するために、監査担当専任の執行役員を配置し、その指揮下に、監査委員会の監査を補助する専任部署を設置しております。当該監査担当専任の執行役員の選任･交代については、監査委員会の同意を経て決定しております。なお、監査委員佐々誠一は、公認会計士として会計監査やコンサルティングの豊富な実務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査委員戸上賢一は、当社の経理業務を長年担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
内部監査については、経営監査室及び各事業部門･主要グループ会社におかれた内部監査担当部署が、当社及びグループ会社に対し会計及び業務に関する内部監査を実施しております。この内、経営監査室は、年次監査計画を立案し、各機能･事業部門及び内外グループ会社への往査等の監査を実施しております。2017年3月24日時点での経営監査室人員は29名（兼任者を除く。）であります。
会計監査については、有限責任監査法人トーマツが、監査委員会と連携し、適正に監査を実施しております。なお、2016年12月期の会計監査業務を執行した公認会計士は、松本仁氏、會澤正志氏、土畠真嗣氏の3名であります。また、会計監査業務に係る補助者は公認会計士9名、日本公認会計士協会準会員4名、その他9名であります。
なお、監査委員会、経営監査室及び会計監査人のそれぞれの間で必要の都度情報交換、意見交換などを行い、連絡を密にすることで、監査の効率と有効性の更なる向上を目指してまいります。
当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく当社定款第26条第2項の定めにより、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限定額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額であります。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

企業理念の下で、経営の最終目標である「真のグローバル企業」、「業界において全てに『断トツ』」に向けて経営改革を進める当社グループにとって、最適なガバナンス体制の構築は最優先課題の一つであり、経営の質の向上と意思決定の透明化を継続的に図ることは絶対的に不可欠であると考えております。このガバナンス体制強化の一環として、内部統制のより一層の強化と執行の更なるスピードアップをともに実現して行くため、現在の体制としております。当社はこの体制の下、経営と執行の効率と効果の両面での進化を目指します。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社の2016年度第98期の定時株主総会についての招集通知は、2017年3月2日に発送しております。法定期日より1週間前の発送となっております。 今後も早期発送出来るように努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は定時株主総会の開催にあたり、決算日程・招集手続き等の諸事情を勘案して開催日を決定しており、2016年度第98期の定時株主総会は2017年3月24日に開催しました。 また、開かれた株主総会を目指して当社を正しく理解していただけるような運営に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、2003年度第85期の定時株主総会から、インターネットによる議決権行使ができるようにシステムを整備しました。 また、2009年度第91期の定時株主総会から議決権電子行使プラットフォームに加入し、機関投資家向けの環境整備に努めております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2009年度より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	海外の機関投資家向けに議決権行使促進サービス会社を通じ、英文の招集通知や決算短信などの会社情報を開示し、議決権行使の円滑化を図っております。
その他	当社ホームページへは招集通知の発送前開示、および決算短信、有価証券報告書、その他の会社情報等を含めた掲載など、投資家の皆様に有用な情報を開示しております。 また、招集通知の電子化等サービスの多様化に取り組んでおります。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	詳細については、下記ホームページをご参照ください。 http://www.bridgestone.co.jp/ir/disclosure/index.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、年度決算発表時には決算説明会、第1四半期、第3四半期決算発表時には電話会議による決算説明会、これらに加え年1回の中期経営計画説明会を開催しております。また、国内の機関投資家向けのIRミーティングを年2回開催し、経営環境や販売・投資戦略等の説明を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	米・欧・アジアの機関投資家を対象に、現地でIRミーティングを開催し、直近業績の状況とともに経営環境や販売・投資戦略等の説明を行っております。 また、証券会社主催のカンファレンス等へも積極的に参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家の皆様に当社への理解を深めていただけるよう、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、期報告書、アニュアルレポート、データブック、説明会資料、株主総会招集通知等のIR資料をホームページ上に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務担当執行役員（CFO）をIR担当執行役員とし、資金部内にIR専任部署を設置し、IR活動を推進しております。	
その他	当社への理解を深めていただけるよう、WEBを用いた情報提供にも注力しております。 また、当社のIR情報をメールでお知らせするサービスも行っております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「CSRは経営そのもの、企業活動そのもの」という考え方の下、グローバルCSR体系「Our Way to Serve」を制定し、あらゆるステークホルダーに対し、企業としての責任を果たすために当社グループ従業員一人ひとりが実践すべき行動指針として、グローバルで展開しています。この「Our Way to Serve」は、当社グループが過去10年にわたりCSR「22の課題」として取り組んできたCSR活動の経験や成果を活かしながら、より高いレベルを目指して更に発展させたものになります。 当社グループは、グローバル企業として社会からの期待に応え、よりよい社会の実現に貢献していくために、Mobility（モビリティ）、People（一人ひとりの生活）、Environment（環境）を重点領域とし、ステークホルダーとの対話を続けながら、イノベーションと先進技術を通じて社会課題の解決に貢献していきます。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、企業理念に掲げた使命である「最高の品質で社会に貢献」を継承し、CSRを経営の最重要課題のひとつと捉えております。企業理念に「安全宣言」、「品質宣言」、「環境宣言」を加えた企業理念体系やグローバルCSR体系「Our Way to Serve」を経営改革の基本軸として、環境保全活動も含めたCSR活動の更なる展開、浸透、強化に取り組んでいます。また、経済的・環境的・社会的側面からグループ全体で整合の取れた経営を強化すべく、取締役会やGlobal EXCO等において当社のCSR活動を定期的にレビュー及び審議する仕組みを構築しております。毎年の活動状況については、「サステナビリティレポート」やホームページにてご報告しており、様々なステークホルダーとのコミュニケーションの充実を図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	各種報告書やホームページなどを通じ、情報発信の充実を図ることで、社会に対する説明責任を果たすと共に、経営の透明性を高め、ステークホルダーの理解と信頼を得たいと考えております。
その他	≪多様性の尊重に関する取組みについて≫ 当社は2008年にダイバーシティ推進専任部署を設置しました。2009年には「多様性の尊重に関するブリヂストングループの考え方」を制定し、以下の取り組みを推進しております。 2013年からは、女性管理職の登用目標を設定して管理職候補層の育成施策を開始する等、女性登用の実績を上げる活動に取り組んでおります。 【当社における従業員の男女構成】2016年12月末時点 男性　女性　女性比率 管理職　1,174人　25人　2.1% 従業員数　12,457人　1,160人　8.5% ＜女性従業員の活躍推進策＞ 当社は、総合職女性従業員を対象にしたキャリアデザイン研修の実施や、女性従業員のネットワークづくりのための支援、女性従業員を部下に持つ管理職対象のキャリアサポート研修を実施しております。また、女性従業員の更なる活躍と管理職登用を促進するために、女性管理職登用促進プログラムを導入し、中期的な視点で女性管理職候補層の育成を行っております。当社では女性管理職人数の目標値を2020年に2013年度比4.2倍と設定して取り組みを推進しております。 ＜多様な働き方を支援する制度＞ 当社では、育児・介護支援制度、在宅勤務制度、育児・介護・配偶者の転勤等を理由に退職した従業員の再入社や、配偶者が海外転勤した際に休職できる制度を導入しています。 また、東京都小平市の技術センター・東京AP製造所、及び神奈川県横浜市の化工品技術センター・横浜工場に事業所内保育施設を設置し、本社では社外保育施設との提携を行っており、育児休職からの復職を支援しております。 上記のような施策、制度をサポートするために、講演会、Eラーニングを含む各種の研修、社内イントラネット等を通じて従業員のダイバーシティへの理解を深める取り組みを行っています。 これらの取り組みが評価され、2017年3月、当社は経済産業省と東京証券取引所が共同で女性の活躍推進に優れた企業を紹介する「なでしこ銘柄」に4年連続で選定されました。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）について、取締役会において決議した以下の整備方針に基づき、コンプライアンス推進体制及びリスク管理体制等の整備を進めております。

1．執行役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）取締役会による監督

当社取締役会は、取締役会規程に則り、経営基本方針の決定と執行役の職務執行の監督を行う。取締役会における審議、報告を通じて執行役の職務執行を監督することで、その法令及び定款適合性を確保する。

（2）コンプライアンス体制の推進整備

当社は、執行役、従業員が法令及び定款遵守はもとより「最高の品質で社会に貢献」という使命とそれを果たすための心構えである「誠実協調」「進取独創」「現物現場」「熟慮断行」から成る企業理念に則った行動をすることを決意し、コンプライアンス体制の推進整備の姿勢と基本方針を定める。また、コンプライアンス活動が企業の社会的責任（CSR）の一部であることを確認し、チーフ･コンプライアンス･オフィサーの下、コンプライアンス活動を積極的に推進する。さらに、取締役会の諮問機関であるコンプライアンス委員会の下、当社及びグループ会社のコンプライアンス活動に対する監督機能の強化を図る。

（3）反社会的勢力排除に関する体制整備

当社は、グループＣＥＯがその強化を指示した、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、更に反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否する方針を堅持する。そして、反社会的勢力排除のための社内体制の更なる整備強化を推進する。

（4）J-SOX体制整備

金融商品取引法第24条の4の4「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」（いわゆるJ-SOX法）については、グループ･グローバルでの内部統制の有効性を安定的に担保する体制の確立に努めると共に、グループ全体の統制水準を更に向上させる。

2．執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、執行役の職務執行に係る情報を、遅滞なく文書化し、適正に保存管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理が企業の社会的責任（CSR）の一つであることを確認し、チーフ･リスク･オフィサーの下、リスク管理基本マニュアルに従い、当社及びグループ会社の事業活動に重大な影響を与えるリスクを包括的に管理する体制を強化する。

4．執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、方針管理規程に則り当社方針を作成の上実施し、取締役会規程や職務権限規程に基づき執行役の職務執行を効率的に行う。
また、適宜これらの規程等の見直しを実施する。

5．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ会社は、社則等に基づき機関承認を受けたグループ経営の方針を共有した上で、社則等に則り、事業運営、意思決定を行う。
ただし、グループ会社における一定の重要事項については、グループ最適の観点から、当社が助言又は承認を行う。
また、当社は、グループ会社による上記1乃至4の体制整備を推進し、社則に基づく必要な報告を受ける。なお、当社は、経営監査室を設置し、当社及びグループ会社の経営を定期的に監査すると共に、その組織や活動内容の強化を図る。これらの社則、体制及び活動に則し当社及びグループ会社における業務の適正を確保する。

6．監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の執行役からの独立性に関する事項、及び監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員会の職務を補助するために、監査担当専任の執行役員を配置し、その指揮下に独立性を担保した監査委員会の補助専任部署を設ける。また、監査委員会の職務の執行についての費用等を全額支弁する。

7．当社及びグループ会社の取締役、監査役、執行役、執行役員及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制、並びにその他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会のみならず、業務執行に関する重要な会議体への監査委員の出席機会を確保する。また、監査委員会に対して報告を行う事項と定めたものに関し、当社の取締役、執行役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員より、定期的にもしくは遅滞なく報告を行うこととする。さらに、当社及びグループ会社に大きな影響を与える可能性のある事項を認識した場合には、監査委員会に速やかに報告する体制を構築する。また、当社は、監査委員会に報告した当社の取締役、執行役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。
更に、当社は、監査委員会が当社及びグループ会社の監査を実効的に行うことができるよう体制を整備する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは取引関係も含めて一切の関係を遮断すること並びに反社会的勢力及び団体による不当要求を断固拒否することを基本方針としております。

（2）整備状況

ア．対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社グループでは、本社総務部を不当要求防止グループ統括部署とし、当社主要事業所やグループ会社に不当要求防止総括責任者及び不当要求防止責任者を設置しております。

イ．外部の専門機関との連携状況

警察及び外部の専門機関と平素より連携を深めつつ、外部機関による教育･研修等に積極的に参加し、反社会的勢力への対応に関する指導を受けております。

ウ．反社会的勢力に関する情報の収集･管理状況

不当要求防止グループ統括部署や不当要求防止責任者は警察や外部の専門機関等と連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報

を収集するとともに、有用な情報は社内にて活用しております。

エ. 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力への対応を記載したマニュアルを作成し、不当要求防止責任者などの関係者に配布しています。

オ. 研修活動の実施状況

当社及びグループ会社の不当要求防止総括責任者などを対象に説明会を実施するなど、反社会的勢力に関する情報を共有しながら、反社会的勢力の不当要求による被害の未然防止に向けた活動を推進しています。

カ. 暴力団排除条項の導入状況

当社及びグループ会社は、当社及びグループ会社が締結する契約書等に暴力団排除条項及び契約締結後に当該取引先が反社会的勢力である又は反社会的勢力と関わりがあると判明した場合、契約を解除する規定を設けるとともに、既存の取引先に対しても、既存契約書へ当該条項の追記又は確認書の取得を推進しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特になし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

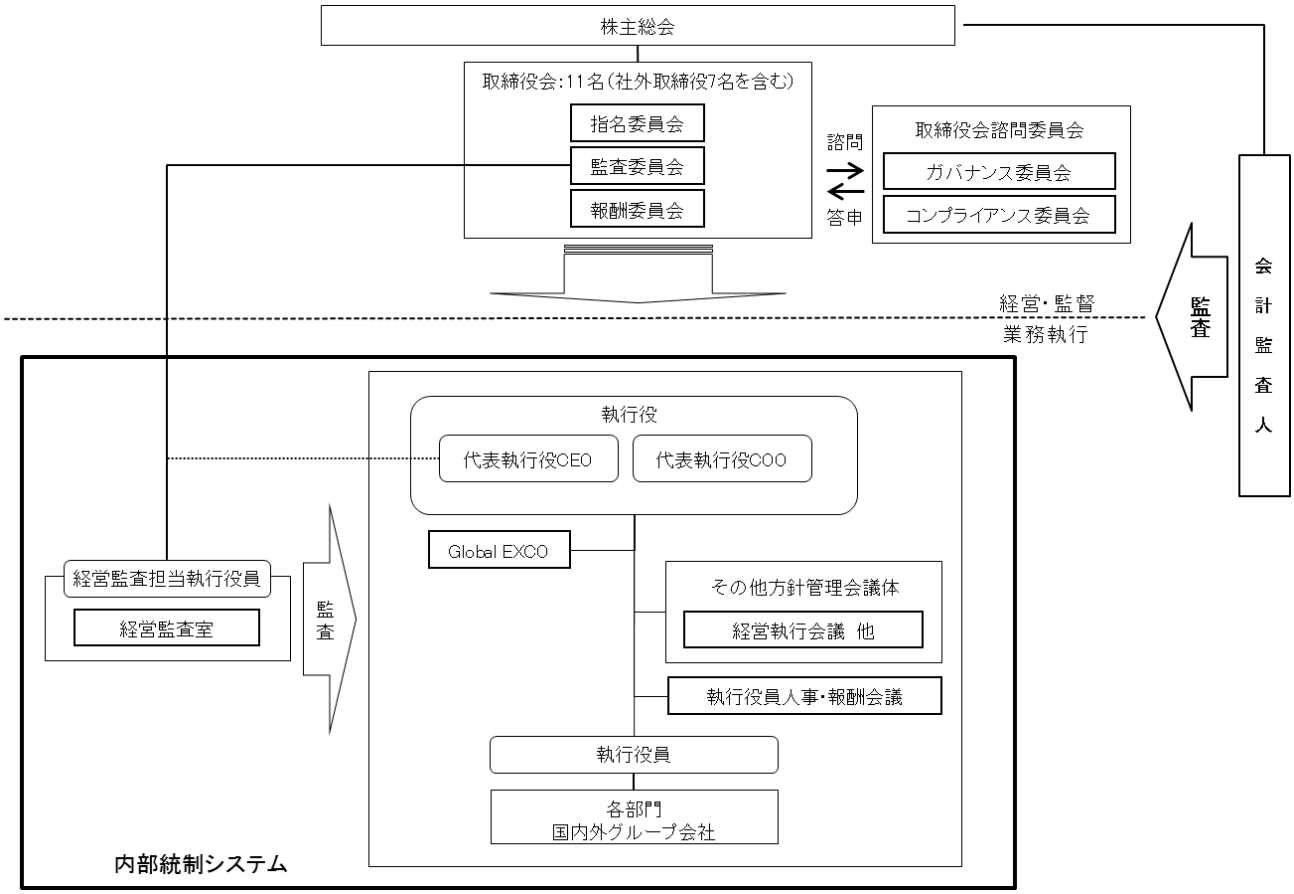

【適時開示の概要】

１．社内体制の状況

当社は、社内各部門に対する適時開示規則の周知徹底を図るとともに、特に重要な会社情報が集中すると思われる部署間での情報連絡体制を構築し、適時適切な情報開示に努めております。

(1)決定事実・発生事実

① 当社及び当社連結子会社の会社情報のうち、適時開示が必要な「重要な会社情報」に該当する可能性のあるものについては、社内各部門より法務室、資金部（適時開示実施責任部署）、経営企画部（取締役会・経営執行会議事務局）、広報部（メディア向け広報責任部署）に通知。

② 法務室は、通知された会社情報が適時開示が必要な「重要な会社情報」に該当するか否かを内容から判断の上、判断結果を資金部に連絡。

③ 資金部は、法務室から連絡のあった「重要な会社情報」に該当すると判断された会社情報について、財務担当役員（情報取扱責任者）の承認を得て適時開示を実施。

④ 法務室、資金部、経営企画部、広報部は、業務遂行の過程で間接的に「重要事実」に該当する可能性があると思われる会社情報を入手した場合、速やかに相互への連絡を行うとともに、当該情報の主管部署に対して「重要な会社情報」の通知を徹底するよう要請。

(2)決算情報

① 決算に関する情報については、取締役会にて確定次第、資金部が財務担当役員（情報取扱責任者）の承認を得て適時開示を実施。

【決定事実・発生事実の適時開示手続に係る業務フロー】

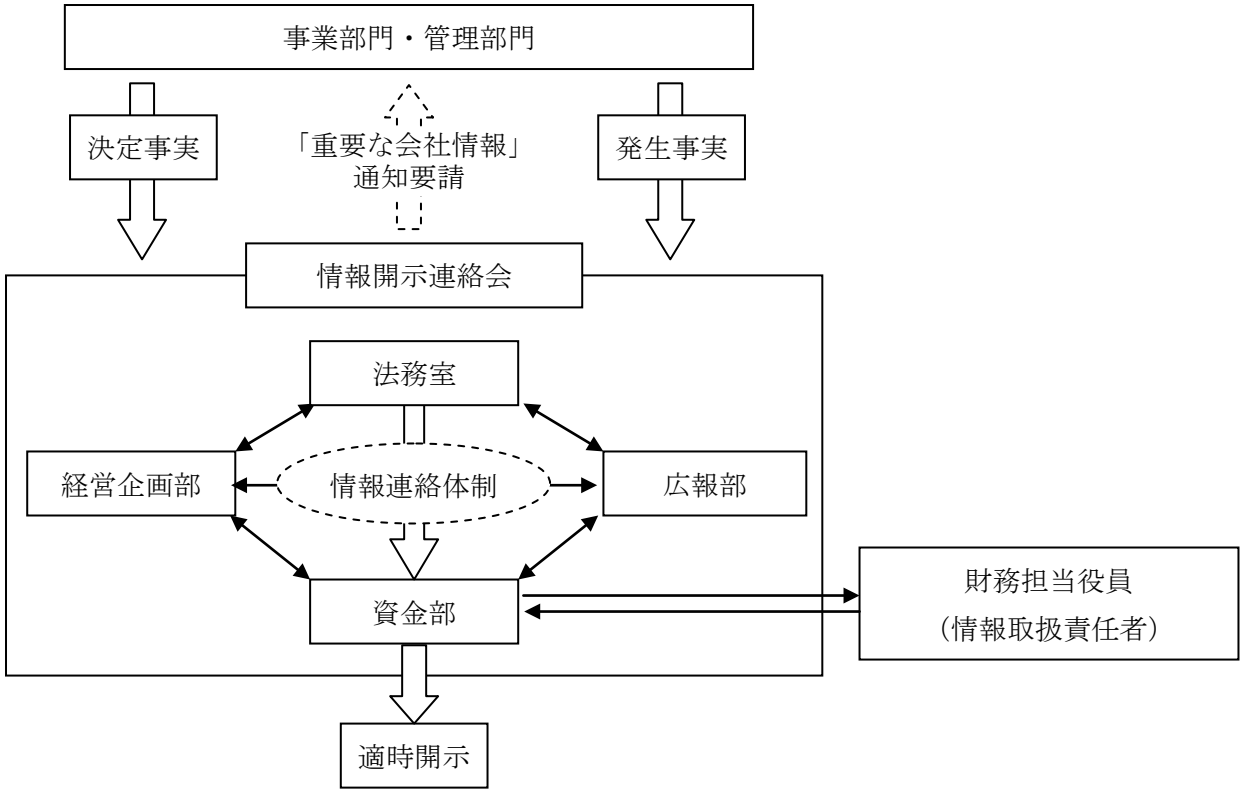

（注）本概要における部署名は、2017年3月24日現在。